

法律の施行の際現に百貨店業を営んでゐる者は、許可を受けたものとみなすものとし、さらにはこの法律の施行の際に百貨店業の店舗とする目的で、新築、増築、または改築の工事を施行している建築物を使用して百貨店業を営もうとする者がこの法律の施行の日から三週間以内に許可の申請をしたときは、中小商業の事業活動に及ぼす影響と、その工事の施行の程度とをあわせ考慮して許可するかどうかを決定するものとした次第であります。

この法律案の内容は、おおむね以上の通りであります。何とぞ慎重御審議の上、御可決せられるようお願い申し上げる次第であります。

○衆議院議員(永井勝次郎君) たゞいま議題となりました百貨店法案の提案理由を御説明申し上げます。今日、百貨店問題は単に大規模小売業者たる百貨店対中小規模の小売業者との問題だけではなく、卸業者メーカー並びに一般消費者にも関係の深い問題となり、経済的影響のみならず社会的にも甚大な関係を持つに至つたのであります。戦前旧百貨店法が制定された当時の百貨店経営は主として高級購買力を対象としていたようですが、戦後は一般中小企業と同じ広範囲な大衆購買力を対象とするようになつたのあります。

また、売り場面積について見ますに、戦前の最高であった昭和十三年の百二十五万三千平方メートルに対し、

昨年四月現在では百三十九万三千平方メートルに増加いたしました。さらに引き続き主要百貨店の拡張工事は進められており、このままに放置すれば、一般中小規模の小売業者に死活の影響を与える結果となり、社会的にもうとする者がこの法律の施行の日から三週間以内に許可の申請をしたときには、中小商業の事業活動に及ぼす影響と、その工事の施行の程度とをあわせて考慮して許可するかどうかを決定するものとした次第であります。

この法律案の内容は、おおむね以上の通りであります。何とぞ慎重御審議の上、御可決せられるようお願い申し上げる次第であります。

○衆議院議員(永井勝次郎君) たゞいま議題となりました百貨店法案の提案理由を御説明申し上げます。今日、百貨店問題は単に大規模小売業者たる百貨店対中小規模の小売業者との問題だけではなく、卸業者メーカー並びに一般消費者にも関係の深い問題となり、経済的影響のみならず社会的にも甚大な関係を持つに至つたのであります。戦前旧百貨店法が制定された当時の百貨店経営は主として高級購買力を対象としていたようですが、戦後は一般中小企業と同じ広範囲な大衆購買力を対象とするようになつたのあります。

政府はわが社会党の百貨店法案の提出に刺激され、かつては世論の圧力に押されてやむなく同名の法案を提出する

に至つたのであります。そのためのことは実はいつまでいたしまして、このままに放置することを公認会だと、その他のことは実はいつまでいたしまして、このままに放置することを公認会としますが、その実質は既存百貨店の利益を確保せんとするものであり、流通過程の秩序を公正に整えようとするものではありません。よつてここに再び本法案の中に商業部会といふものを設けましては、昨年の九月からといたのであります。何とぞ慎重御審議をわざわざとされるのであります。

そこでわが社会党は去る二十二回国会において百貨店法案を提出し、両院の賛同を得て一日も早く百貨店の過度な拡張競争と不公正な活動を規制しようといたのであります。百貨店の利益に重点を置いて考慮する自由、民主主義の上、御可決せられるようお願い申し上げる次第であります。

○衆議院議員(三輪貞治君) この法案については、日本社会党より別途の法案が提出されております。この際、日本社会党の提案代表より提案理由の説明を求めていたと存じます。

○衆議院議員(永井勝次郎君) たゞいま議題となりました百貨店法案の提案理由を御説明申し上げます。今日、百貨店問題は単に大規模小売業者たる百貨店対中小規模の小売業者との問題だけではなく、卸業者メーカー並びに一般消費者にも関係の深い問題となり、経済的影響のみならず社会的にも甚大な関係を持つに至つたのであります。戦前旧百貨店法が制定された当時の百貨店経営は主として高級購買力を対象としていたようですが、戦後は一般中小企業と同じ広範囲な大衆購買力を対象とするようになつたのあります。

に至つたのであります。そのためのことは実はいつまでいたしまして、このままに放置することを公認会としますが、その実質は既存百貨店の利益を確保せんとするものであり、流通過程の秩序を公正に整えようとするものではありません。よつてここに再び本法案の中に商業部会といふものを設けましては、昨年の九月からといたのであります。何とぞ慎重御審議をわざわざとされるのであります。

そこでわが社会党は去る二十二回国会において百貨店法案を提出し、両院の賛同を得て一日も早く百貨店の過度な拡張競争と不公正な活動を規制しようといたのであります。百貨店の利益に重点を置いて考慮する自由、民主主義の上、御可決せられるようお願い申し上げる次第であります。

○衆議院議員(三輪貞治君) 両案に対する賛成は次回に譲りたいと思いますが、御異議ございませんか。

○衆議院議員(三輪貞治君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

に至つたのであります。そのためのことは実はいつまでいたしまして、このままに放置することを公認会としますが、その実質は既存百貨店の利益を確保せんとするものであり、流通過程の秩序を公正に整えようとするものではありません。よつてここに再び本法案の中に商業部会といふものを設けましては、昨年の九月からといたのであります。何とぞ慎重御審議をわざわざとされるのであります。

そこでわが社会党は去る二十二回国会において百貨店法案を提出し、両院の賛同を得て一日も早く百貨店の過度な拡張競争と不公正な活動を規制しようといたのであります。百貨店の利益に重点を置いて考慮する自由、民主主義の上、御可決せられるようお願い申し上げる次第であります。

○衆議院議員(三輪貞治君) 両案に対する賛成は次回に譲りたいと思いますが、御異議ございませんか。

○衆議院議員(三輪貞治君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

に至つたのであります。そのためのことは実はいつまでいたしまして、このままに放置することを公認会としますが、その実質は既存百貨店の利益を確保せんとするものであり、流通過程の秩序を公正に整えようとするものではありません。よつてここに再び本法案の中に商業部会といふものを設けましては、昨年の九月からといたのであります。何とぞ慎重御審議をわざわざとされるのであります。

そこでわが社会党は去る二十二回国会において百貨店法案を提出し、両院の賛同を得て一日も早く百貨店の過度な拡張競争と不公正な活動を規制しようといたのであります。百貨店の利益に重点を置いて考慮する自由、民主主義の上、御可決せられるようお願い申し上げる次第であります。

○衆議院議員(三輪貞治君) 両案に対する賛成は次回に譲りたいと思いますが、御異議ございませんか。

○衆議院議員(三輪貞治君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

行われなければ、非常に法案が不完全なものだと私は思うのですが、その辺に対する御説明はいかがなものですか。

○政府委員(吉岡千代三君) ただいま御指摘の点は、特に、きわめて最近にプロパンガスの普及によりまして、直接一般消費者が高圧ガスの問題に關係を持つてくるといふ状態になりましたので、今後特にわれわれとしては注意いたして参らなければならん点であると思います。それで直接今回の改正法案におきましては、先般御説明いたしましたように、販売面におきまして、取扱責任者の規定を設けまして、これに対して行政措置として解任を命ずることができるという制度をとつております。なお製造面におきましても無兎のガスにつきましては、たゞいま思量

の措置を進めておるわけであります。しかしこの問題は、むしろ今後消費者に対する取り扱いについての知識を普及させるか、またこれに対しても販売業者、直接消費者に關係を持つ業者の方々に対しまして、消費者にどのようにこれを十分に説明させるか、その辺を教育と申しますか、指導と申しますか、その点に主として重点を置いて参ることによって解決が得られるのではないかと思つております。先般申し上げましたように、プロパンガスは、理屈から申しますと、通常の石炭ガスに比較いたしまして特に非常に高度の危険性を持っておるとも考えないわけですがございますが、一般の石炭ガスのように、まだ消費者がこれの使用になれていません関係で、小型の容器等で移動し得るような関係がござりますので、これらの点につきましては、今後

特に消費者にも注意を徹底させるよう
に措置いたさなければならんと考えて
おります。で、お手元に配りましたの
はその一例でございますが、家庭の
方々に対しまして、使用上の注意をし
ていただくというよろんな目的から、関
係業界等において作つてあるものでござ
いますが、今後これらの内容とかま
た形式等につきましても、一段と工夫
研究をこらしまして、御趣旨のよろくな
方向に持つて参りたい。これにつきま
しては業界におきましても相当の注意
をもつて研究を進めているわけでござ
います。これらの機関と連繋をとりま
して、今後とも何分の努力はいたして
参りたいと、かように考えております。
○海野三朗君 その御熱意のほどは御
答弁によつてわかりますが、事故が
起つた際に、つまりみずから進んでガ
ス中毒をやつたというような場合は
これは別といたしまして、この使用
上、つまり未熟なためと申しますか、
ちょっととした注意が足りないことか
ら、けがをするとかあるいは火災を引
き起すとか、そういうことがあつた際
に、つまりこの取扱い業者が初めて使
わせた販売店の方、そういう方面に
は、何らの法的なものはここに現われ
ていないのですか、どうなんですか、
その辺は。

○海野三朗君 そういたしますと、つまりこれはその生産業者、それから販売する人たちだけの方についての法案ということになりますね。私はこれを使わせるというときに、その方面的指示が足りないような点があつた際には、その業者の者も相当責任があるような気がするのですが、そういう点は十分注意をしてやるといふだけのお考えなんですか、それだけなんですか。

○政府委員(吉岡千代三君) 先ほど申し上げましたように、一般の刑罰法規によりまして処罰される場合が考えられるということは、先ほどのお答えの通りでございますが、やはりこの問題は、御指摘のように、特に消費者に対しましては、これに関する知識をいかにして普及させるかという点に、重点を置くべき問題であろうと思います。

また、販売業者、製造業者に対しましては、直接この法規によりまして、監督権限を持つてゐるわけでありますから、これにつきましては十分この法規の趣旨を活用いたしまして、厳正にこれを施行して参りたい。しかし、この販売業者等は先般申し上げましたように、相當数も多く、また必ずしも現状におきましては、販売業者自身がこれの取扱いについての十分の知識を持つてゐるかどうかという点にも、なお今後努力をいたして参らなければならぬ余地があると思います。それらの点はあらゆる機会をとらえまして、講習会を開きますとか、また関係の都道府県等を通じまして、これらの業者に對

する監督につきまして、十全を期して参りたい、かよろに考えております。
○海野三朗君 私が伺いたいのは、このあれなんです。この前の花火で事件がございましたね、この花火が普通規則通りいけばいいのでありますけれども、とんでもないところに損害を与えておる。ああいうのはどんなところに欠点があるのか、それらと類似したようなことがこの高圧ガスを出す場合に起きはせんかということを思うのですが、この前もどこかで花火を上げるときに専門家がついておったのだけれども、そしたらとんでもないところに吹つとんで行つて、何十人かにけがさせましたね。ああいうふうな危険なことがありますから、これに注意を専えてやつとんでもとんでもない爆発が起るとか、そういうところに非常に懸念を持つておりますがゆえに、そこをちょっと伺いたい。

○政府委員(吉岡千代三君) 現状におきましては同一価格で販売しておるのか実情のようござります。
○河野謙三君 この前もちょっと私融されたのですが、プロパンガスというものは供給量が非常にふえる。従つて運賃は加速度的に合理化されていく。そうしますと、原価は非常に安くなってくる。ところが、この販売価格というものは都市ガスの価格において保障されておるわけでありますね。これが現状だと思いますと、原価は非常に安くなってくる。だと思ひのであります。将来ともこのプロパンガスの供給量がふえて原価が非常に下つてきても、今と同じように都市ガスの価格によってプロパンガスの販売価格は保障されておるというこの関係は通産省としては放任されておく御方針なんですか。それともプロパンガスを積極的に消費の奨励をするという立場から都市ガスの価格とプロパンガスの価格を生産費、コストといふものを基準にして分けていくという方針ですか。

○政府委員(吉岡千代三君) 現状におきましては、御指摘のように新しい製品いたしましてまた消費者の側いたしましては、これによる経済的の負担等を考えまして、都市ガスと比較して有利であると考えられる方がこれを使用されるということであると思います。また資源的に考えましても、これは最近の接触分解装置等によりまして、当然発生してくるガスの利用でござりますので、その面から申しましても、これを助成していくことは適当であろうと考えております。将来的問題といったしましてはこの普及度が急速度に進み、都市ガスと比較いたしましても、これをおこしてくることは適当で量的に相当のウエートを占めてくる

いうことになれば、御指摘のよくな点につきましても今後検討をいたさなければならぬ状況になることも予想されるわけでございます。現状におきましては、総量といったしましては都市ガスに対しても三%程度の量でございますので、今後の普及の状況なり、それが消費者に對してある程度育成的な措置をとつて普及させる方が消費者に對し、また國民經濟的に利益であるかどうか、また場合によつて御趣旨のような規制をする方がいいかというような点を考えまして、またこれは都市ガスなり、ひいては石炭コードクスといふようなものとの関連もあると思ひます。それで、それらの点につきましては今後実情によりまして検討いたしたいと、かように考えております。

さまで将来、私はこの前も申し上げました都市ガス業者とプロパンガスの問題というものは非常に私は大きな問題だと思うのですが、これを一つ十分御検討していただきて、別の機会に一つ何らかお示し願いたいと、こう思いました。

○阿具根登君 私もそりだと思つたのですが、そうすれば今までの法案で大体私らが政府の説明を聞いたものではその責任者をたとえ業者が指名する場合はこれを政府に具申して、そりしてこの許可を得なければならぬといふことで、まあその責任の所在を明らかにしてあつたと思うのですが、この場合はそりいふ手続も何もないようになっていますが、その職場の責任者というのはどういう経路でさきめるか、どういう責任を持たしているか、その点はどうですか。

○政府委員(吉岡千代三) この作業主任者は、先ほど申し上げましたように、国家試験を経まして、資格を持つた者のうちから業者が選任をいたしまして、これを届け出るということになつております。従いましてその資格について条件を満たしていない場合は、これは法律上の作業主任者としての適格を持たないわけでござりますので、その際はあらためて適格を持つた人を選任するように指示する、こういうことになると思います。

それから新たに販売業者の段階に設けました取扱主任者でございますが、この方は現在直ちに国家試験等のことをおこなうのは実情に適しないのではないか。従いまして一定の学歴でありますとか、経験年数といふものをこの法律に基きまする保安審議会に諮りますして、それによつて適格を定めまして、その適格を持つた人のうちから選任をしていただく、このように考えておるわけでございます。

と私は思ひうんです。そうした場合に、主任者というものがたくさんできておる。そうすると、その主任といふのは、いわゆる私はこの国会等で使う主査とか、そういう責任の地位にある人だと、こう考えるわけなんですよ。で、そしたら場合に、作業主任者はどこまでの範囲の仕事をするのか、取扱主任者というのとはただ運搬だけの主任者であるのか、作業全般を見て、たとえば化学の主任者、機械の主任者、冷冻の主任者、これはいいと思うんです。今度取扱主任者ということになると、くると、取扱主任者というのは運搬だけの主任者であって、どういうそれに資格が要るのか、あるいは取扱主任者というのには非常に格が下つておる。国家試験も何も受けれる必要はない。そうすれば化学的なそういう知識も何もなくいいということになれば、たゞ運搬するだけのこれは主任者であるのか、過程に入つた内のことはどうが責任を持つのか、そういう点はどうなつております。

充所又は事業所とともに、通商産業省会議で定めるところにより、高圧ガス取扱主任者を選任し、高圧ガスの取扱又は液化酸素の消費に係る保安について監督を行わせなければならない。」といふことになつておりまして、これは国家試験はいたしませんけれども、先ほど申し上げましたように、一定の専門の学識を持つておる、同時に一定年限の経験を持つておる、こういうことを資格要件といたしまして、その資格者たちからこれを選任させる、こういふことにいたしております。なお、作業主任者が多数あるようになるのではなくいかといふうな点につきましては、先ほど申し上げましたように、法律の第三十三条におきまして、作業主任者免状を有する者のうちから作業主任者を選任する。また代理者もその資格者のうちから選任する。こういうことになつておりますと、現実の作業主任者と、現実の作業主任者とにつきましては、混同のおそれはないと、かように考えておるわけであります。

主任者免状を持つてゐる者のうちから選任をすることになつております。それから解任につきましては、これは役所が直接解任するということでありませんで、製造業者に対しまして解任を命ずる、ことになつておるわけでございます。

は、その資格の中から選任されている。ということはわかっているのです。解任する場合には、業者がやる以外に、県知事の方から解任させることができ。る。こういうことになつてゐると思うのですね。そうすれば、選任する場合も、業者の方から申請して、そろして

るを選任するかということこれまで立ち入
るのもいかがであるうか。しかし資格
としては、作業主任者の試験といふこと
とで、一定の資格要件を限定しておる
わけでございますので、この程度で目
的は達し得るのではないかろうか、かよ
うに考えておるわけでござります。

受けさせておられるのです。それは、部下の掌握とか、あるいは作業の能率化とかそういうことじやない。作業の合理化とか、あるいは部下の掌握とか、こういう問題になつてくれば、やはり任命といふものは、他の法案と同じようく任命権があつてしかるべき

せんので、今回特に直接消費者に関係を持ちます販売業者の段階におきまして取扱主任者という制度を設け、これにて一定の資格要件を定めますと同時に、不適当な場合には解任を命ずる、こういう制度をとったわけでござります。しかし、先ほど来申し上げましたよ

○阿見根登君 任命の場合には業者があつて、勝手に、免状を持つてゐる者の中から任命してよろしい。解任の場合には、都道府県知事がこれを解任させる。これはおかしいのぢやないです。どの法律でも任命の場合は必ず都道府県知事に届けておいて、そうして任命するかわりに、解任をする権限も、ちやんとそこにあるのだということが記されていると思うのですけれども、これでは任命は業者が任命し、解任も業者はできるであらうけれども、解任の場合には都道府県知事が解任してよろしい。こういうことになつて いるようですね。

○政府委員(吉岡千代三君) 選任につきましては、届出でございますが、それには作業主任者の試験を通過した者

知事が任命するとか何とかということにな
らぬのじやないか。法的に國家試験を受
けて、これは主任者だときめてあつた人がたくさんいる。この中から業者
が勝手にだれか一人をきめていくのであ
るが、それは法的じやないのです。作
業主任者というのは、これはもろ法的
に國家が認めた機関の中からきめられ
た人なんです。そろすればそれに作業
主任者といふより以上の監督的な、監
督的地位にある責任を持たせる場合に
は、やはりそれは行政官厅の方にその
任命権はあるのではないか、そうしな
ければ、ほんとうの責任の所在といふ
ものが明らかにならないのではないか、
こういふふうに思うのですがね、それ
はどうですか。

○阿貝根監督 私が質問しておるの
は、こういう危険な作業に従事する人
であるから、国家試験というものを受
けて作業主任者というものをきめてお
られるわけなんです。たとえば、砂利
法案等の場合にはそういう危険な仕事
はしておらないから、国家試験を受け
る必要はありません。しかし、これに
あの当時監督者といわれておった、こ
れを任命する場合の吉岡局長の説明で
は、こういうのを政府が任命しておら
なければ、非常に責任度合を感じな
い、責任度合が薄くなるから、だから
こういう人を任命するのだということ
を言つておられるわけなんです。この
人たちは、そういう国家試験を受けな
んでいい楽な仕事をしているわけなん
です。片一方は、特に高度な危険の性
能をもつて、もう片方、國家試験を受

○政府委員(吉岡千代三君) 砂利採取法におきましては、これは選任はやはり事業主がするわけでございまして、これを届出するということになつておりまして、この取締法におきましては、御指摘のように、さらに専門の知識経験を必要とするわけでございます。それで、それ以上に國家試験の制度を課しておる、こういう関係になつておるわけでございます。

○阿具根登君 そうすると、取扱主任者の問題ですが、先般東京で爆発したのか、火災になつたのかどうか知りませんけれども、死亡者まで出ましたのですが、そういう場合は使用者の責任になるのか、これはいろいろその原因いろいろございまして、又運送引き受け主任

に、われわれとしては、現状において
るべき手段は、やはりそれらの関係
業者の教育、またこれを通じまして、
消費者にも高圧ガスの取扱いについて
の知識を十分に浸透させる、こういう方
ことに主眼を置いて参りたいと思つて
おるわけでござりますが、しかし、そ
の取扱主任者が不適当であるといふ場
合には、厳正にこの法規を運用いたし
まして措置をとつていきたい、かよろ
に考えております。

○委員長(三輪貞治君) ちょっと速記
をとめて下さる。

〔速記中止〕

○委員長(三輪貞治君) 速記をつけて
下さい。

他に、御発言もなければ質疑は尽き
たものと認めて御異議ございません

してからおれはいたりたし、その点におまかせ。そして資格を限定しておるわけでござります。それから解任の場合には、お話しのとおりに、解任そのものは業者がするわけでござりますが、業者に対しまして解任を命令する。こういうことによりまして、不適当な者が作業主任者の地位にないよう廃止しているわけでござります。

○阿良根登君 そらなんです。それを私は今言つたのですが、それがいいか悪いかということなんです。選任する場合にはその資格のうちからだれを選任してもよろしい、選任されている者

政宗委員（吉岡千三郎）　別件にて
一々認可とか、あるいは直接役所が選任するといふことも、そこまでの必要はないのではないか、しかし、一方において解任権を持つてゐるわけでござりますので、不適当なものが選任せられましても、それは解任される関係にある。また基本的には、資格要件として国家試験という制度をとつております。大体この程度の制度でもつて目的は達し得るのではないか。お説のように、さらに強力な規定を設ければ、これは一そり徹底はすると思いまが、しかしまた、あまり個々のだれ

は、国家試験を通った、通らんといふ問題ではない。砂利法案もその通りですよ。指揮、監督といふものは、部下を掌握して、そうして自分たちがきみた法規にさからわないよう、違反しないように、よくやらせるために任命するのだといって主任者を任命されている。この場合はなぜそういうことをやらないのかと、こういふわけなんですか。仕事の度合が違うから、危険が多いから、仕事に従事するために試験を

あるでしょか。取扱責任者の責任になるのか、あの場合はどういう処罰をされたか。ごく最近のことだから御承知と思いますが、その点について御説明願います。

○政府委員(吉岡千代三君) 刑事上の責任につきましては、先ほど申し上げましたように、一般的の刑罰法規の原則によりまして、場合によって、過失傷害罪とか、そういう刑事責任を問われる、こういう関係になつておるわけでございます。それから現在のところは、行政上直接取扱業者に対して責任を追及するという制度になつております。

○「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにして述べを願います。

くらいの手数料の引き上げは可能だと思います。いろいろな考え方につきまして非常に反対をしておるものでござります。こういう考え方でいくならば、おそらくその手数料は数倍のあることは數十倍の大き額になつて需要者にしわ寄せされる。こういうことがございますので、政府は行政措置その他をとつてこの価格の上らないよう積極的に努力をすべきだ、さように思います。なおまた、現在都市ガスの問題が非常に叫ばれておる今日に、非常に危険を感じるこの高圧ガスの家庭に配給される問題につきましては、競合する部面が非常に多く、またこれを彼我相利用して需要者の負担を非常に重くる危険があると思いますので、こういう点に特に留意をしていただきたい。かように二つの条件を申し上げまして賛成をいたすものであります。

○河野謙三君 私も本案に賛成をするものであります。ただ、この機会に特に当局にお願いしておきたいのは、本案は特にプロパンガスの場合に消費の増大、生産の向上ということを見込んで前もって取締りを強化して、安心して各消費者の消費ができるようとにとうところに意を配つたことは非常に適切だと思います。しかし単に既定方針だけではなしに、プロパンガスの家庭におけるところの消費の段階においては、シガスがより安くより大衆に利用されるように価格の面におきましても一段と御考慮いただきたいということをつけ加えまして賛成いたします。

○委員長(三輪貞治君) これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認めます。これまで本案通り可決すべきものと決定を取締法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(三輪貞治君) 全会一致でござります。よつて本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内

容、議長に提出する報告書の作成、その他自後手続につきましては、慣例によりましてこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認めます。よつてさより決定いたしました。

報告書には多数意見者の署名を付すことになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願います。

多數意見者署名
古池 信三 高橋 衡
小松 正雄 河野 謙三
西川弥平治 白川 一雄
深水 六郎 阿具根 登
海野 三朗 上條 愛一

○委員長(三輪貞治君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(三輪貞治君) 速記を始め

て。では次に輸出保険法の一部を改正

する法律案を議題といたします。本法案について御質疑のおありの方は御発言を願います。……御質疑もないよう

ですから本案についての質疑は次回にあります。

本日はこれをもつて散会いたしま

いたいと存じます。

午後三時十九分散会

二月二十九日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、織維工業設備臨時措置法案

二、織維工業設備臨時措置法案

三、織維工業設備台帳

四、織維工業設備台帳

五、織維工業設備台帳

六、織維工業設備台帳

七、織維工業設備台帳

八、織維工業設備台帳

九、織維工業設備台帳

十、織維工業設備台帳

十一、織維工業設備台帳

十二、織維工業設備台帳

十三、織維工業設備台帳

十四、織維工業設備台帳

十五、織維工業設備台帳

十六、織維工業設備台帳

十七、織維工業設備台帳

十八、織維工業設備台帳

十九、織維工業設備台帳

二十、織維工業設備台帳

二十一、織維工業設備台帳

二十二、織維工業設備台帳

二十三、織維工業設備台帳

二十四、織維工業設備台帳

二十五、織維工業設備台帳

二十六、織維工業設備台帳

二十七、織維工業設備台帳

二十八、織維工業設備台帳

二十九、織維工業設備台帳

三十、織維工業設備台帳

三十一、織維工業設備台帳

三十二、織維工業設備台帳

三十三、織維工業設備台帳

三十四、織維工業設備台帳

三十五、織維工業設備台帳

三十六、織維工業設備台帳

三十七、織維工業設備台帳

三十八、織維工業設備台帳

三十九、織維工業設備台帳

四十、織維工業設備台帳

四十一、織維工業設備台帳

四十二、織維工業設備台帳

四十三、織維工業設備台帳

四十四、織維工業設備台帳

四十五、織維工業設備台帳

四十六、織維工業設備台帳

四十七、織維工業設備台帳

四十八、織維工業設備台帳

四十九、織維工業設備台帳

五十、織維工業設備台帳

五十一、織維工業設備台帳

五十二、織維工業設備台帳

五十三、織維工業設備台帳

五十四、織維工業設備台帳

五十五、織維工業設備台帳

五十六、織維工業設備台帳

五十七、織維工業設備台帳

五十八、織維工業設備台帳

五十九、織維工業設備台帳

六十、織維工業設備台帳

六十一、織維工業設備台帳

六十二、織維工業設備台帳

六十三、織維工業設備台帳

六十四、織維工業設備台帳

六十五、織維工業設備台帳

六十六、織維工業設備台帳

六十七、織維工業設備台帳

六十八、織維工業設備台帳

六十九、織維工業設備台帳

七十、織維工業設備台帳

七十一、織維工業設備台帳

七十二、織維工業設備台帳

七十三、織維工業設備台帳

七十四、織維工業設備台帳

七十五、織維工業設備台帳

七十六、織維工業設備台帳

七十七、織維工業設備台帳

七十八、織維工業設備台帳

七十九、織維工業設備台帳

八十、織維工業設備台帳

八十一、織維工業設備台帳

八十二、織維工業設備台帳

八十三、織維工業設備台帳

八十四、織維工業設備台帳

八十五、織維工業設備台帳

八十六、織維工業設備台帳

八十七、織維工業設備台帳

八十八、織維工業設備台帳

八十九、織維工業設備台帳

九十、織維工業設備台帳

九十一、織維工業設備台帳

九十二、織維工業設備台帳

九十三、織維工業設備台帳

九十四、織維工業設備台帳

九十五、織維工業設備台帳

九十六、織維工業設備台帳

九十七、織維工業設備台帳

九十八、織維工業設備台帳

九十九、織維工業設備台帳

一百、織維工業設備台帳

一百一、織維工業設備台帳

一百二、織維工業設備台帳

一百三、織維工業設備台帳

一百四、織維工業設備台帳

一百五、織維工業設備台帳

一百六、織維工業設備台帳

一百七、織維工業設備台帳

一百八、織維工業設備台帳

一百九、織維工業設備台帳

一百十、織維工業設備台帳

一百十一、織維工業設備台帳

一百十二、織維工業設備台帳

一百十三、織維工業設備台帳

一百十四、織維工業設備台帳

一百十五、織維工業設備台帳

一百十六、織維工業設備台帳

一百十七、織維工業設備台帳

一百十八、織維工業設備台帳

一百十九、織維工業設備台帳

一百二十、織維工業設備台帳

一百二十一、織維工業設備台帳

一百二十二、織維工業設備台帳

一百二十三、織維工業設備台帳

一百二十四、織維工業設備台帳

一百二十五、織維工業設備台帳

一百二十六、織維工業設備台帳

一百二十七、織維工業設備台帳

一百二十八、織維工業設備台帳

一百二十九、織維工業設備台帳

一百三十、織維工業設備台帳

一百三十一、織維工業設備台帳

一百三十二、織維工業設備台帳

一百三十三、織維工業設備台帳

一百三十四、織維工業設備台帳

一百三十五、織維工業設備台帳

一百三十六、織維工業設備台帳

一百三十七、織維工業設備台帳

一百三十八、織維工業設備台帳

一百三十九、織維工業設備台帳

一百四十、織維工業設備台帳

一百四十一、織維工業設備台帳

一百四十二、織維工業設備台帳

一百四十三、織維工業設備台帳

一百四十四、織維工業設備台帳

一百四十五、織維工業設備台帳

一百四十六、織維工業設備台帳

一百四十七、織維工業設備台帳

一百四十八、織維工業設備台帳

一百四十九、織維工業設備台帳

一百五十、織維工業設備台帳

一百五十一、織維工業設備台帳

一百五十二、織維工業設備台帳

一百五十三、織維工業設備台帳

一百五十四、織維工業設備台帳

一百五十五、織維工業設備台帳

一百五十六、織維工業設備台帳

一百五十七、織維工業設備台帳

一百五十八、織維工業設備台帳

一百五十九、織維工業設備台帳

一百六十、織維工業設備台帳

一百六十一、織維工業設備台帳

一百六十二、織維工業設備台帳

一百六十三、織維工業設備台帳

一百六十四、織維工業設備台帳

一百六十五、織維工業設備台帳

一百六十六、織維工業設備台帳

一百六十七、織維工業設備台帳

一百六十八、織維工業設備台帳

一百六十九、織維工業設備台帳

一百七十、織維工業設備台帳

一百七十一、織維工業設備台帳

一百七十二、織維工業設備台帳

一百七十三、織維工業設備台帳

一百七十四、織維工業設備台帳

一百七十五、織維工業設備台帳

一百七十六、織維工業設備台帳

一百七十七、織維工業設備台帳

一百七十八、織維工業設備台帳

一百七十九、織維工業設備台帳

一百八十、織維工業設備台帳

一百八十一、織維工業設備台帳

一百八十二、織維工業設備台帳

一百八十三、織維工業設備台帳

一百八十四、織維工業設備台帳

一百八十五、織維工業設備台帳

一百八十六、織維工業設備台帳

一百八十七、織維工業設備台帳

一百八十八、織維工業設備台帳

一百八十九、織維工業設備台帳

一百九十、織維工業設備台帳

一百二十、織維工業設備台帳

一百二十一、織維工業設備台帳

一百二十二、織維工業設備台帳

一百二十三、織維工業設備台帳

一百二十四、織維工業設備台帳

一百二十五、織維工業設備台帳

一百二十六、織維工業設備台帳

一百二十七、織維工業設備台帳

一百二十八、織維工業設備台帳

一百二十九、織維工業設備台帳

一百三十、織維工業設備台帳

一百三十一、織維工業設備台帳

一百三十二、織維工業設備台帳

一百三十三、織維工業設備台帳

一百三十四、織維工業設備台帳

一百三十五、織維工業設備台帳

一百三十六、織維工業設備台帳

一百三十七、織維工業設備台帳

一百三十八、織維工業設備台帳

一百三十九、織維工業設備台帳

一百四十、織維工業設備台帳

一百四十一、織維工業設備台帳

一百四十二、織維工業設備台帳

一百四十三、織維工業設備台帳

5 第七条第二項の規定は、第一項
又は第二項の場合に準用する。

第十五条 通商産業大臣は、前条第一項又は第二項の登録申請書を受理したときは、その精紡機又は織物幅出機を検査し、その精紡機又は織物幅出機が次の各号に適合していると認めるときは、登録をしておらなければならない。

一 従前の精紡機又は織物幅出機の錘の数若しくはその合計又は働き長さ若しくはその合計の範囲内であること。
二 第八条の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

三 織物幅出機につては、その種類が従前の織物幅出機の種類と同一であること。
四 前項第三号の規定の適用については、クリップ式織物幅出機とピン式織物幅出機と、クリップ式織物幅出乾燥機とピン式織物幅出乾燥機とは、それぞれ同一の種類とみなす。

五 通商産業大臣は、前条第一項の登録申請書を受理した場合には、第一項の登録をするには、從前の登録を抹消しなければならない。
六 第十六条 第八条、第十三条第一項又は前条第一項の登録は、織維工業設備台帳に第七条第一項に掲げる事項、登録の年月日及び相続人又は合併について定める登録番号を記載することによつて行ふ。

第七条 第二条の登録を受けた者は、第七条第一項第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、登録番号を記載することによつて行ふ。

第十七条 通商産業大臣は、第八条、第十三条第一項又は第五条の登録をしたときは、当該精紡機又は織物幅出機に通商産業省令で定める標識を取り付けなければならぬ。
二 通商産業大臣は、第十三条第二項、第十五条第三項若しくは第二十条第二項の規定により登録を抹消したとき、又は第二十一条の規定により登録を取り消したときは、当該精紡機又は織物幅出機に取り付けてある前項の標識を取りはずさなければならない。
三 通商産業大臣は、前二項の規定による登録を受けた者は、第一項の標識が滅失し、又は汚損したときは、通商産業大臣に届け出たときは、通商産業大臣に届け出ることとする。新規の標識の取付を受けることができる。(登録の効力の承継)

第十八条 第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機を譲り受け、又は借り受けて、これを系の製造又は織物の加工の用に供する者は、その精紡機又は織物幅出機に付属する乾燥機とピン式織物幅出乾燥機とは、それぞれ同一の種類とみなす。

三 通商産業大臣は、前条第一項の登録申請書を受理した場合には、第一項の登録をするには、從前の登録を抹消しなければならない。

四 前項第三号の規定の適用については、クリップ式織物幅出機とピン式織物幅出機と、クリップ式織物幅出乾燥機とピン式織物幅出乾燥機とは、それぞれ同一の種類とみなす。

五 通商産業大臣は、前条第一項の登録を受けた者に届け出があるときは、その精紡機又は織物幅出機の登録を抹消することができる。(登録の取消等)

第六条 第二十二条 通商産業大臣は、第二十二条の登録を受けた者が第四条の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその位を承継する。

七 第二条の登録を受けた者については、相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その登録を受けた精紡機又は織物幅出機についてその者の地位を承継する。

八 第十九条 第二条の登録を受けた者は、第七条第一項第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、登録番号を記載することによつて行ふ。

九 第二十三条 この章に定めるものの内容を定めて告示により行う。

第十条 第二十三条の規定による指示は、共同行為の期間及び内容をすべき期間は、一年以内とする。

(共同行為の期間及び内容)

第二十五条 前条第三項の共同行為をすべき期間は、一年以内とする。

第三章 過剰設備の処理

(共同行為の指示)

第二十四条 通商産業大臣は、毎年少くとも一回、織維工業設備審議会の意見をきいて、昭和三十五年度における織維製品の需給状況及び第一条の登録を受けた精紡機若しくは織物幅出機の数又は中小企業安定法(昭和二十七年法律第二百九十四号)第二十九条第一項若しくは第二項の規定に基く生産設備の制限に関する命令により登録を受けた織機の数に基き、必要な資金の額、一般消費者及び関連事業者に対する影響その他の事情を参照して、糸若しくは織物の製造又は織物の加工の用に供さないよう廃棄、格納その他の方法により処理すべく精紡、機械物幅出機又は織物の数を定め、精紡機、織物幅出機又は織機を糸若しくは織物の製造又は織物の加工の用に供する者に対する共同行為を実施すべきことを指示しなければならない。

第二十六条 通商産業大臣は、第二十四条第一項の規定による指示(前条の規定による指示)に従い共同行為を依る共同行為の内容が前条第二項に適合するものでなくなつたと認めるとときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならぬ。

(共同行為の指示の変更等)

第二十七条 第二十四条第一項の規定による指示(前条の規定による指示)に従い共同行為を変更があつたときは、その変更後も、その指示に従い共同行為をしたときは、遅滞なく、通商産業省に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(共同行為の届出)

第二十八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第二十九条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第二十四条第一項の規定によつてする共同行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第二十二条 何人も、通商産業大臣に対し、織維工業設備台帳の登録の交付又は閲覧を請求することができる。

(省令への委任)

第二十三条 この章に定めるものの内容を定めて告示により行う。

(公正取引委員会との関係)

第二十九条 通商産業大臣は、第二十四条第一項の規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、第二十六条の規定による処分をしたとき、又は第二十七条の規定による届出を受理したときは、退済なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

(中小企業安定法の特例)

第三十条 調整組合又は調整組合連合会は、その直接又は間接の構成員たる事業者が第二十四条第一項の規定による指示に従つて共同行為をするときは、中小企業安定法第十五条又は第二十六条に規定する事業のほか、その共同行為を実施するため必要な事業を行うことができる。

(設置)

第三十一条 通商産業省に、織維工業設備審議会を置く。

(権限)

第三十二条 織維工業設備審議会(以下「審議会」という。)は、この法律によりその権限に屬させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諸方に応じ、織維工業設備に関する重要な事項を調査審議する。

(組織)

第三十三条 審議会は、委員五十人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

第三十四条 委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び織維工業

に閲し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

(任期)

第三十五条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、一年とする。

2 第三十六条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第三十七条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに當る。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(省令への委任)

第三十八条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に必要な事項は、通商産業省令で定める。

(第五章 雜則)

第三十九条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供して、精紡機又は織物幅出機の使用者に対し、精紡機又は織物幅出機の使用の状況に關し報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第二十四条第一項の規定による指示に従つて、同一の共同行為をしている者に対し、その共同行為の実施の状況に閲し報告をさせることができる。

第三十条 審議会は、委員五十人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

第三十四条 委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び織維工業

(立入検査)

第四十条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供している者の工場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、精紡機、織物幅出機、帳簿書類その他に供している者の工場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、精紡

機の物件を検査させることができる。前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書(手数料)を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(手数料)

第四十一条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(異議の中立)

第四十三条 この法律の規定による通商産業大臣の処分に對し不服のある者は、その処分のあつたことの申立をすることができない。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立をすることが可能である。

(申立)

第四十四条 通商産業大臣は、異議の申立を受理したときは、異議の申立をした者に対する警告を以て予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

(開示)

第四十五条 通商産業大臣は、前条の事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

(申立の拒否)

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

(適用除外)

第四十二条 この法律の規定は、国、地方公共団体及び私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人には、適用しない。

(異議の中立)

第四十三条 この法律の規定による通商産業大臣の処分に對し不服のある者は、その処分のあつたことの申立をすることが可能である。

(申立)

第四十四条 通商産業大臣は、異議の申立をした者に対する警告を以て予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

(開示)

第四十五条 通商産業大臣は、前条の事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

(申立の拒否)

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

者	金 額	精 紡 機 織 物 幅 出 機
一 第七条第一項の登録申 請書を提出する者	一錘につき五円	
二 第十条第一項の仮登録 申請書を提出する者	一錘につき六千円 (イ) 第二条の登録を受け た精紡機又は織物幅出 機について登録を受け る場合	
三 第十二条第一項又は第 二十四条第一項若しくは第 二項の登録申請書を提出 する者	一件につき一万円 一枚につき三円	
四 第十七条第三項の規定 により標識の取付を受け る者	一枚につき五百円	
五 第十九条第一項又は第 二項の規定により届出を する者	一枚につき五百円 一枚につき一千円	
六 織維工業設備台帳の賃 本の交付を請求する者	一枚につき一百円	
七 織維工業設備台帳の賃 本を請求する者	一枚につき十円	

(第六章 罰則)

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の規定に違反して、登録を受けないで精糸機又は織物輶出機を系の製造又は織物の加工の用に供した者
二 第二十二条の規定による命令に違反した者
第四十七条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処す
第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金を科する。
す、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

号、第十四号及び第十八号に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)

十一 紡毛糸（組成織維中における毛以外の織維の混用率が二パーセント以下の新毛式の糸をいう。以下同じ。）

別表第二
一 幅十三三七センチメートル以上の
織物(以下単に「織物」という)。
であつて、組成織維中ににおける
毛の混用率が十パーセント以上
のもの(第四号に掲げるものを
除く)。

<p>第一 二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>二 第四十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>三 第四十八条 第十九条第一項若しくは第二項、第二十条第一項又は第二十七条の規定による届出をせ</p>	<p>1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内で政令で定める日から五年以内に廃止するものとする。</p> <p>2 この法律は、公布の日から五年以内に廃止するものとする。</p> <p>3 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。</p>
---	--

以外の繊維の混用率が一パーセント以下の編紡式の糸であつて、絹の混用率が十パーセント以上のもの（前号に掲げるものを除く。）をいふ。以下同じ。）

十三 麻糸（組成織維中ににおける
亞麻、苧麻及び大麻をい
う。以下同じ）以外の織維の混
用率が一パーセント以下の糸を
いう。以下同じ。）

三 用率が一パーセント以下の織物
　　又は酢酸纖維の混用率以上の織物の混用率が一パーセント以下の織物
四 組成纖維中ににおける合成纖維
　　又は酢酸纖維以外の纖維の混用率が一パーセント以下の織物
　　又は酢酸纖維中の混用率が二十パーセント以上の織物（前号に掲げるものを除く。）

第二十五条第一項の表中

織紡製品の品質の表示に関する
重要事項を調査審議すること

八、スフ混紡紬糸(ちゆう)
(組成纖維中に
じ。)

十五 スフ糸（組成織維中におけるビスコース織維以外の織維の

別表第三 物

織維製品品質表示審議会 織維製品の品質の表示に關する重要事項を調査審議すること。

おけるブーレット、織毛羽及び
ビスコース纖維以外の纖維の混

をいう。以下同じ。)

くは第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

用意が一ノ二十ノ以一の糸糸

維及び酢酸纖維以外の纖維の混用率が一、一二、一以下の場合

二 特紡綿糸又は別表第一第三号

別表第一
令で定める引張強さ以上のもの

は藏毛羽の混用率が十パーセン
ト以上のもの（前号に掲げるも

十七 組成織維中における合成織

製造の用に供すべきもの

二 純糸（組成織維中における編
以外の織維の混用率が一パーセント以下の糸であつて、その引張強さが通商産業省令で定める引張強さ以上のものをいふ。以下同じ。）

三 組成織維中における綿及びビスコース織維以外の織維の混用率が一パーセント以下の糸であつて、綿の混用率が十パーセント以上上のもの（前二号に掲げるもののを除く。）

四 特織糸（組成織維中における綿の混用率が十パーセント以上、その糸（前三号、第十号、第十二号）

ト以上のもの（前号に掲げるもののを除く。）をいう。以下同じ。）

九 梳毛糸（組成織維中における毛以外の織維の混用率が三パーセント以下のものを除く。）をいう。以下同じ。）

十 梳毛式混紡糸（組成織維中ににおける毛の混用率が十パーセン以上との、梳毛式の糸（前号及び第十八号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）

十七 組成纖維中における合成纖維、酢酸纖維及びビスコース纖維以外の纖維の混用率が一パーセント以下の糸であつて、合成纖維又は酢酸纖維の混用率が十パーセント以上の糸の（前号に掲げるものを除く。）

三 特種糸、スフ系又は別表第一
第三号若しくは第十八号に掲げ
る糸の製造の用に供すべきもの
四 編紡糸、スフ混紡編紡糸又は
別表第一第十八号に掲げる糸の
製造の用に供すべきもの
五 組紡糸、スフ混紡紬糸、ス
フ糸又は別表第一第十八号に掲
げる糸の製造の用に供すべきも

別表第一

別表第三

六 梳毛糸、梳毛式混紡糸又は別表第一第十八号に掲げる糸の製

造の用に供すべきもの

七 紡毛糸、紡毛式混紡糸、スフ

糸又は別表第一第十八号に掲げ

る糸の製造の用に供すべきもの

八 麻糸、麻混紡糸又は別表第一

第十八号に掲げる糸の製造の用

に供すべきもの

九 スフ糸又は別表第一第十七号

に掲げる糸の製造の用に供すべ

きもの

十 別表第一第十六号から第十八

号までに掲げる糸の製造の用に

供すべきもの

別表第四

一 別表第二第一号、第二号又は

第四号に掲げる織物の加工の用

に供すべきもの

二 別表第二第二号、第四号又は

第五号に掲げる織物の加工の用

に供すべきもの

三 別表第二第三号又は第四号に

掲げる織物の加工の用に供すべ

きもの

昭和三十一年三月六日印刷

昭和三十一年三月七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局